

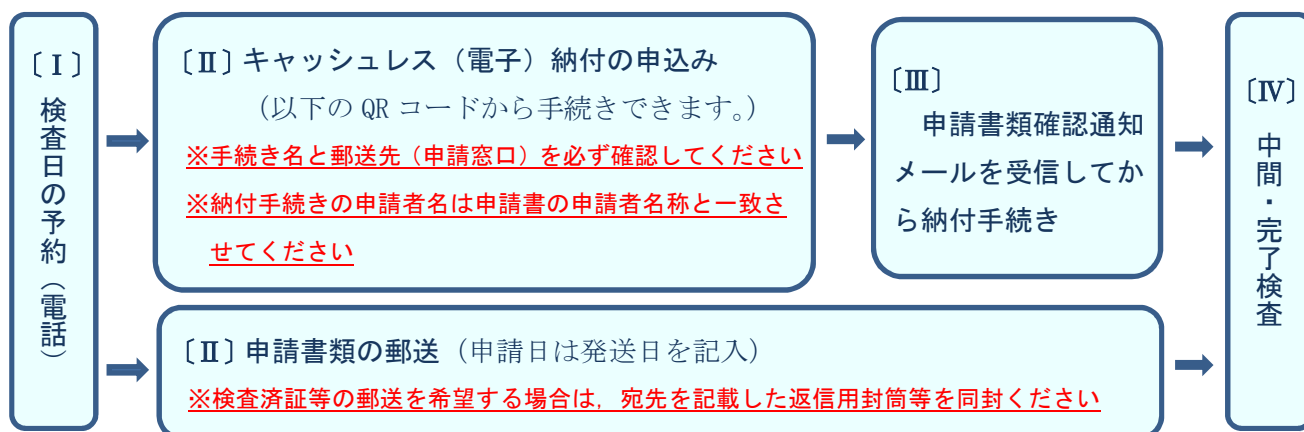
中間検査、完了検査申請時に、手数料のキャッシュレス（電子）納付と申請書類の郵送にご協力ください。

建築物の中間検査や完了検査申請の手数料については、茨城県収入証紙の他、キャッシュレス（電子）で手数料の納付手続きを行うことが可能です。



申請手数料をキャッシュレス（電子）で納付いただければ、窓口にお越しただかなくても、郵送対応で申請することができます。

中間検査、完了検査の申請を行う場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、手数料のキャッシュレス（電子）納付と申請の郵送対応にご協力ください。

キャッシュレス（電子）納付と郵送申請の手順



※手順の詳細については、裏面をご覧ください。

建築物の中間検査申請 （第7条の3）	https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13640	
建築物の完了検査申請 （第7条）	https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13641	

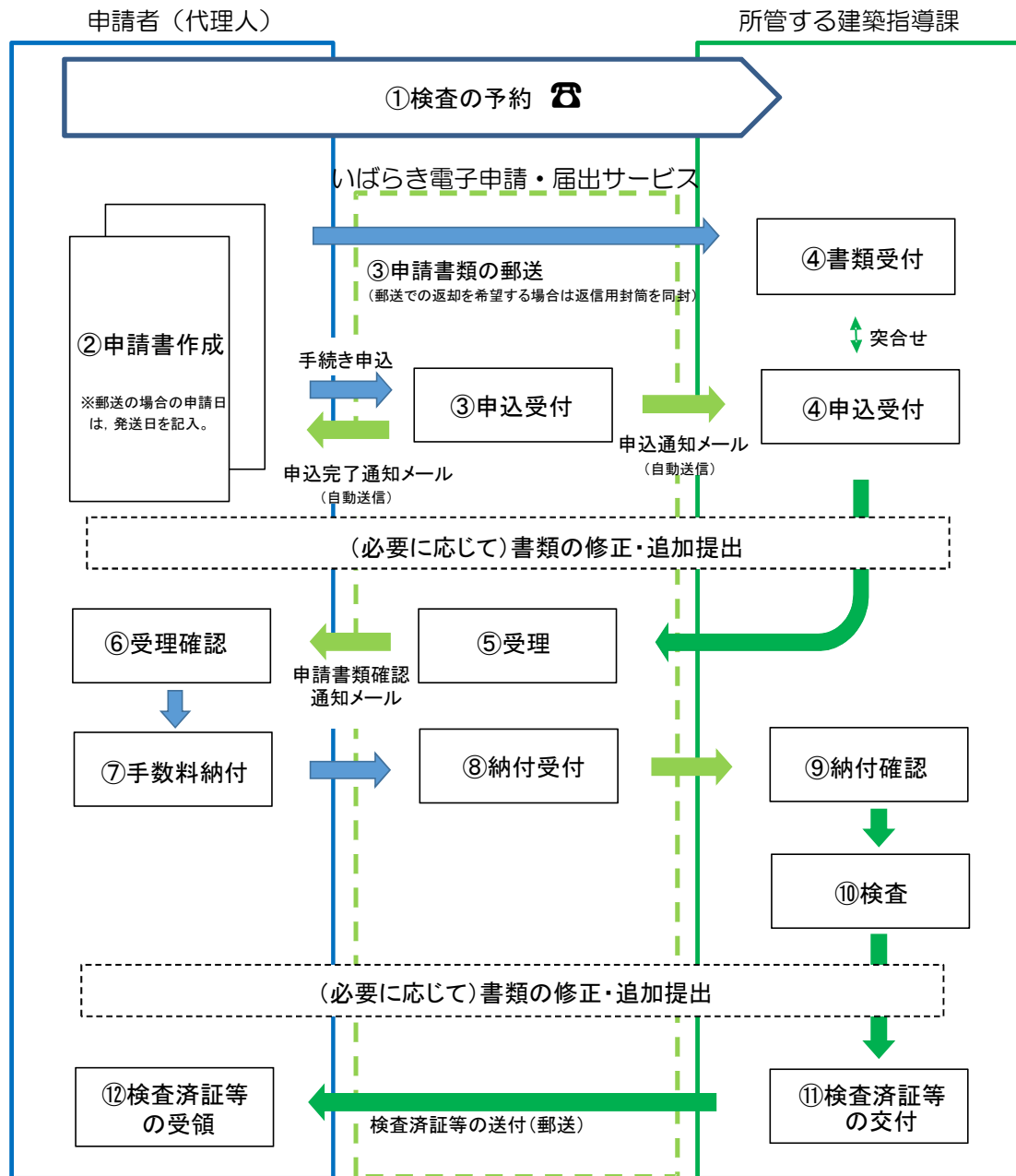
支払い方法	Pay-easy 又は JCB/American Express/VISA/Master Card/Diners Club
-------	---

郵送先

茨城県県北県民センター建築指導課 宛て
〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町 4119
お問合せ（電話）0294-80-3344

※上記の QR コードは郵送先（申請窓口）ごとに異なりますので、ご注意願います

キャッシュレス（電子）納付と郵送申請の手順



○郵送時の留意点について

- ・ 郵送する封筒等の表側に「完了（中間）検査申請書 在中」と明記願います。
- ・ 手数料をキャッシュレスで納付する旨の書面（別紙2）を同封願います。
※いばらき電子申請・届出サービスで付与される整理番号を確認するために必要です。
- ・ 郵送による検査済証等の送付を希望する場合は、返信用封筒等を同封してください。
(切手を貼付し、返信先の氏名住所等を記載したもの)
- ・ その他の郵送書類は窓口で申請する場合と同じです。
(申請書、委任状（写し可）等（中間検査の場合はチェックシート等も必要となります）)

送付する書類に同封して下さい

別紙2

令和 年 月 日

手数料の納付について

この度、私が申請した（ ）の手数料に
ついては、キャッシュレス納付の申込み済みです。

整理番号（ ）

申請者住所

申請者氏名
